

平成31年4月
蒲郡市幸田町衛生組合

第5次地球温暖化対策実行計画

地球温暖化問題は、気象や自然環境のみならず、社会や経済にも大きな影響を与えている。

国際社会では、平成27年12月に平成32年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。それに基づき、我が国でも平成28年5月に新たな温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

このことを踏まえ、蒲郡市幸田町衛生組合（以下「組合」という。）において、より積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第19条第2項に基づき、この地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定するものである。

（実行計画の目的）

第1 組合が管理する清幸園衛生処理場（以下「清幸園」という。）及び蒲郡市幸田町衛生組合斎場「セレモニーホールとぼね」（以下「斎場」という。）の運営に伴う温室効果ガスの排出抑制のための措置等を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（基準年度）

第2 計画策定のための基準年度は、平成25年度（2013年度）とする。

（実行計画の期間）

第3 実行計画の期間は、平成31年度（2019年度）を初年度とし平成35年度（2023年度）を目標年度とする5ヵ年とする。

（事務事業の範囲）

第4 実行計画の対象とする行政事務の範囲は、外部への委託等により実施するものを除き、清幸園及び斎場の全ての事務事業を対象とする。

（総排出量の把握）

第5 清幸園の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を把握するため、清幸園の事務事業を分担する業務係長（以下「業務係長」という。）は、別表1に示す活動内容の区分に沿って、温室効果ガスの排出を伴う活動の量の1月分（以下「活動量」という。）を報告単位として、原則としてその翌月末までに組合の所長に報告するものとする。

2 組合の所長は、業務係長から報告された活動量に基づき、法第2条第5項で定義する温室効果ガスの総排出量を各年度の半期毎に算定する。

（基準年度の状況）

第6 基準年度の活動量の状況を別表1に示す。

2 基準年度の温室効果ガスの集計状況を別表2に示す。

（総排出量の目標）

第7 目標年度における温室効果ガスの総排出量は、基準年度の温室効果ガス総排出量に対して

15%削減することを目標とする。

(活動量の目標)

第8 組合は、当該組合の事務所を置く蒲郡市の「蒲郡市役所における環境保全のための行動指針」に即して、さらなる省資源・省エネルギーの取組みを進め、基準年度における組合の活動量に対して、目標年度の活動量の目標を次の各号のとおり定める。

(1) 電気使用量を15%削減する。

(2) 燃料使用量を15%削減する。

(推進体制)

第9 業務係長は、実行計画に係る措置に自ら積極的に取り組み、所属職員等を指導する。組合の所長は、実行計画の推進責任者として統括する。

(実施状況の点検、評価等)

第10 組合の所長は、第5第2項において、算定された温室効果ガスの総排出量について、毎年度当初に前年度の措置の実施状況を点検・評価し、その結果を組合の管理者に報告するものとする。

2 組合の管理者は、前項の報告に基づき、必要に応じて実行計画の見直しを行う。